

平成29年9月26日（火）

日程第20 委員会提出議案第1号 橋本市議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（岡 弘悟君）日程第20 委員会提出議案第1号 橋本市議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
議会運営委員会委員長 11番 田中君。

〔11番（田中博晃君）登壇〕

○11番（田中博晃君）それでは、委員会提出議案第1号 橋本市議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

現在、本市では、平成30年度からの10年間を計画期間とする第2次長期総合計画の策定に取り組まれております。本市議会ではこれを受け、総合計画調査特別委員会を新たに設置し、市と活発な議論を交わしているところです。市町村における長期総合計画については、平成23年の地方自治法の改正により、その策定と策定の際の議会議決の義務づけがなくなりましたが、総合計画の重要性を鑑み、議決すべき事項とする必要があると考えます。

そこで、橋本市長期総合計画の基本構想の策定、変更または廃止に関することを、橋本市議会の議決すべき事項に追加するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岡 弘悟君）説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですの

で、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております、委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会には付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第1号 橋本市議会の議決すべき事項を定める条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 委員会提出議案第2号 産業廃棄物の最終処分場設置計画に反対する意見書について

○議長（岡 弘悟君）日程第21 委員会提出議案第2号 産業廃棄物の最終処分場設置計画に反対する意見書について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
総務委員会委員長 17番 井上君。

〔17番（井上勝彦君）登壇〕

○17番（井上勝彦君）それでは、産業廃棄物の最終処分場設置計画に反対する意見書。

現在、橋本市恋野地区内に民間事業者による産業廃棄物の安定型最終処分場の設置が計画されている。国民生活の向上、多様化と産

業活動の拡大に伴い、そこから排出される廃棄物処理の問題については、いまや地方自治体にとって重要な課題となっている。

特に、産業廃棄物については本市地域内においても毎年県外から大量に搬入されている現状にあり、自然環境の保護、生活環境の保全に重大な障害をもたらすことが懸念されている。

本市は、豊かな水や緑の自然と触れ合えるまちづくりをめざして、自然との調和のもとに安全で快適な生活基盤の整備を進めているところであるが、最終処分場が設置されることで本市の将来に禍根を残すことも大いに考えられ、憂慮にたえられないところである。

また、本市同地区内には、過去に違反行為を繰り返し、県から操業停止処分を受けた処分場がまだ後処理問題も解決されないまま放置されており、地元住民は和歌山県に対し強い不信感を抱いている。これらの問題が未解決の中、同地区内に新たな最終処分場が設置されることは断じて認めることはできない。また、道義的にも許されることではない。

よって、県におかれましては、以上の状況を勘案し、産業廃棄物最終処分場の設置を許可しないよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

橋本市議会。

提出先は、和歌山県知事でございます。

皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（岡 弘悟君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第2号については、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第2号 産業廃棄物の最終処分場設置計画に反対する意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただ今、意見書案1件が議決されましたが、その字句、数字、その他整理を必要とするものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡 弘悟君）ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

○議長（岡 弘悟君）この際、報告いたします。

総務委員長、経済建設委員長、文教厚生委員長及び議会運営委員長から、委員会において審査及び調査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査をいたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岡 弘悟君)ご異議なしと認めます。

よって、委員長申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続審査及び調査に付することに決しました。

○議長(岡 弘悟君)以上で本日の日程は終わりました。

これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

○議長(岡 弘悟君)閉会にあたり、市長から発言の申し出がありますので、市長の発言を許します。

市長。

〔市長(平木哲朗君)登壇〕

○市長(平木哲朗君)9月市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆さま方におかれましては、9月4日の開会以来、23日間にわたりまして提案いたしました30件の議案についてご承認を賜り、厚くお礼を申し上げます。

審議の過程でいただきましたご意見につきましては、今後十分に検討してまいります。

さて、9月5日に橋本こども食堂の第1号店、「わいわい子ども食堂はしもと」が、保健福祉センターにオープンしました。核家族や共働き家庭が増え、少子化が進む一方で、本市においても学童保育所を利用する子どもが増えています。そんな中、1人で食事をする子どもも少なくありません。このような子どもたちの支援を目的とする市民ボランティアが、食事を通じて子どもの食を支え、家庭以外で子どもの居場所づくりに取り組んでくれています。

市では、橋本こども食堂の運営を希望する団体への支援として、調理施設のある市内12

箇所の公共施設を利用することができるようにしており、2号店につきましても、高野口地区公民館において10月19日からスタートをする予定です。今後、この橋本こども食堂が、人と人とのつながりを持てる大切な居場所となるように願っています。

また、敬老の日になみ、先日、本市の最高齢者である102歳の男性と104歳の女性の長寿のお祝いに伺いました。2人ともお元気で過ごしておられ、本当に喜ばしい限りです。本市では、100歳を超える方が45名おられ、高齢化率も30.4%と高齢化が進んでいるところです。高齢者の方それぞれが健康で元気に生活され、また住み慣れた地域で助け合い、支え合いながら暮らしていけるように、ここにも自助の心がけと共助のまちづくりが必要であると感じております。

間もなく実りの秋を迎えます。これから本番を迎える柿やはたごんぼなど、台風などの悪天候に影響されることなく収穫され、全国に売り出され味わっていただけるように願っております。今後も地域製品のPRを行い、ブランド力の向上と販路開拓及び拡大を図ってまいります。

また、10月、11月には、市内各地で多くのイベントが開催されます。たくさんの方々に来ていただいて、地域産品に触れ、また、味覚を楽しみ、秋の休日を堪能していただければと思っています。

議員各位におかれましては、お時間の許す限り、ぜひご参加いただきますようお願いいたします。

朝夕はめっきり涼しくなり、秋の訪れを感じるようになりましたが、日中はまだ暑い日もございます。議員各位におかれましては、健康に十分ご留意いただき、市政発展のため一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。閉会のあいさつとさせていただきます。

す。

ありがとうございました。

○議長（岡 弘悟君）これにて、平成29年9

月橋本市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午前9時53分 閉会）